

名古屋港管理組合防災計画
(地震・津波災害対策編)

令和6年1月

名古屋港管理組合

名古屋港管理組合防災計画（地震・津波災害対策編）

目次

第1編 総則	1
第1章 計画の目的等.....	1
第1節 計画の目的.....	1
第2節 計画の性格.....	1
第3節 計画の構成.....	1
第4節 計画の修正.....	2
第2章 名古屋港の特質と災害要因.....	2
第1節 地形・地質.....	2
第2節 既往の地震とその被害.....	2
第3節 社会的条件.....	3
第3章 被害想定.....	3
第1節 基本的な考え方.....	3
第2節 地震・津波被害の予測.....	3
第4章 基本理念.....	7
第1節 災害予防段階.....	7
第2節 災害応急対策段階.....	7
第3節 災害復旧・復興段階.....	7
第5章 組合の処理すべき事務又は業務の大綱.....	7
第1節 実施責任.....	7
第2節 処理すべき事務又は業務の大綱.....	7
第6章 防災組織.....	8
第1節 防災会議.....	8
第2編 災害予防	9
第1章 港湾施設等の災害予防対策.....	9
第1節 港湾施設等の整備.....	9
第2節 防災施設及び観測設備の整備.....	10
第3節 防災活動拠点.....	10
第4節 通信施設の整備.....	10
第5節 貨物等流出対策.....	10
第2章 防災協働社会の形成推進.....	11
第1節 防災協働社会の形成推進.....	11
第2節 立地企業防災の促進.....	11
第3章 港湾の防災力の向上.....	11
第1節 港湾計画.....	11

第2節 海岸保全基本計画	12
第3節 防災上重要な施設の整備	12
第4章 地盤災害の予防	12
第1節 液状化対策	12
第2節 地盤沈下の調査・観測	12
第5章 防災用資機材の備蓄	12
第1節 防災用資機材の備蓄等	12
第2節 燃料の備蓄	12
第6章 避難対策	13
第1節 避難場所等の確保への協力	13
第2節 避難に関する広報	13
第3節 市村等の避難計画	13
第4節 帰宅困難者等支援体制の整備	13
第7章 海上火災予防及び危険物施設の防災対策	14
第8章 津波予防対策	14
第1節 津波防災体制の充実	14
第2節 津波防災知識の普及	14
第3節 津波避難計画の策定協力	15
第4節 津波防災事業の推進	15
第9章 広域応援体制の整備	16
第10章 防災訓練及び防災意識の向上	16
第1節 地震・津波防災訓練の実施	16
第2節 防災のための意識啓発・広報	17
第3節 防災のための教育	17
第11章 震災に関する調査研究の推進	17
第12章 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応	17
第3編 災害応急対策	22
第1章 活動体制（組織の動員配備）	22
第1節 災害対策本部の設置	22
第2節 職員の参集	22
第2章 通信の確保	22
第1節 通信手段の確保	22
第2節 通信施設の応急措置	23
第3章 情報の収集・伝達・広報	23
第1節 津波警報等・地震情報等の伝達	23
第2節 被害状況等の収集・伝達	23
第3節 広報	24
第4章 港湾施設等の応急対策	24
第1節 港湾施設対策	24

第2節 防災施設及び観測施設の対策	25
第3節 防災活動拠点の対策	25
第4節 航路啓開の実施等	25
第5章 応援協力・派遣要請	26
第1節 応援協力	26
第2節 国土交通省への支援要請（港湾法第55条の3の3）	26
第3節 自衛隊等への災害派遣要請	26
第4節 広域防災活動拠点	26
第5節 災害緊急事態	26
第6章 救出・救助対策	27
第1節 救出・救助活動	27
第7章 海上火災及び危険物施設対策	27
第1節 情報収集・伝達	27
第2節 危険物施設対策・流出油対策	27
第8章 緊急輸送対策	27
第1節 緊急輸送道路・航路の確保	27
第2節 緊急輸送手段の確保	28
第9章 浸水・津波対策	28
第1節 浸水対策	28
第2節 津波対策	29
第10章 避難対策	29
第1節 避難の誘導対策	29
第2節 帰宅困難者等対策	29
第11章 環境汚染防止及び廃棄物処理対策	30
第1節 環境汚染防止対策	30
第2節 廃棄物処理対策	30
第12章 東海地震に関する措置	30
第4編 災害復旧・復興	31
第1章 公共施設等災害復旧対策	31
第1節 復旧の基本的考え方	31
第2節 復旧計画の策定	31
第3節 復興計画の基本的考え方	31

第1編 総則

第1章 計画の目的等

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第6条の規定に基づき、名古屋港管理組合（以下「組合」という。）の業務に係る地震・津波災害に関する計画を定め、災害予防、災害応急対策及び災害復旧の諸活動の円滑な実施を図るとともに、指定地方公共機関として、国、県及び市村に協力し、もって防災の万全を期すことを目的とする。

第2節 計画の性格

- 1 この計画は、地震、津波災害に対処するための基本的な計画を定めるものであり、組合防災計画の「地震・津波災害対策編」として位置付ける。
- 2 この計画に定める方針に従い、防災対策の向上に努めるとともに、災害対策に係る諸活動を行うにあたっての具体的なマニュアル等を作成し、防災の万全を期するものとする。なお、災害応急対策に従事する者の安全確保に十分に配慮するものとする。
- 3 名古屋港に所在する市村が、東海地震に係る地震防災対策強化地域、及び南海トラフ地震に係る防災対策推進地域に指定されたことから、組合が東海地震対策、南海トラフ地震防災対策として実施すべき事項を定め、防災体制の確立を図るため、これらの事項についてこの計画で定めるものとする。

第3節 計画の構成

この計画の構成と主な内容は、次のとおりである。

構 成		主な内容
第1編	総則	名古屋港港湾区域内（以下「港湾区域内」という。）及び組合が管理する港湾施設（名古屋港管理組合港湾施設条例（昭和36年4月1日条例第2号）第2条の港湾施設）その他施設（本組合が防災に関する管理等がおよぶ施設）（以下「港湾施設等」という。）に関する災害に対して処理すべき組合の基本的事務又は業務について定める。
第2編	災害予防	地震・津波による災害の発生を未然に防止し、又は被害を最小限に軽減するための予防措置に関する基本的な計画について定める。
第3編	災害応急対策	地震・津波による災害が発生し、又はその発生が迫った場合においてその災害を防御し、又は災害の拡大を防止するための応急措置に関する基本的な計画について定める。
第4編	災害復旧・復興	地震・津波による、災害復旧・復興の実施にあたっての基本的な計画について定める。

第4節 計画の修正

この計画は、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。

第2章 名古屋港の特質と災害要因

第1節 地形・地質

名古屋港周辺の地形は、北部の庄内川を氾濫原とした広大な沖積平野が開け、西部地域を中心に、日本最大級の海拔ゼロメートル地帯が広がっている。これに対し、堀川以東にはなだらかな丘陵地が広がっている。

名古屋港周辺の地質は、丘陵地を形成する砂、礫及びシルト等からなる新第三紀の矢田川累層（東海層群）と称される堆積岩類を基盤とし、その上位に、熱田台地を構成する砂及びシルトからなる第四紀更新世の熱田層が分布している。さらに、最上位には、蟹江三角州を形成する細砂～粗砂、砂・礫及びシルトから成る沖積層が広域的に分布している。

名古屋港は、1907年（明治40年）に開港して以来、遠浅の水域の浚渫、埋め立てを繰り返し、その規模を拡大しながら、水際線を南に移してきた。昭和30年以降の港湾施設の整備拡充、臨海工業地帯の造成に伴い埋立地の規模が急速に拡大している。

第2節 既往の地震とその被害

開港以降、名古屋港に被害を与えた地震は4回発生している。

発生年月日	地震名	概要
1944.12.7 (昭和19)	東南海地震 M8.0 熊野灘沖 33.7° N 136.2° E	静岡、愛知、三重県で被害が大きく、戦時中で被害詳細は不明ながら、判明分として、死者871人、負傷者1,859人、住宅全壊13,586戸に達した。 名古屋港では東西、中央の各ふ頭上屋、防波堤護岸、その他港湾施設全般に被害があった。
1946.12.21 (昭和21)	南海地震 M8.0 南海道沖 33.0° N 135.6° E	震害は四国、瀬戸内海、大阪湾、伊勢湾の沿岸、岐阜に及ぶ。 全体で死者1,330人、住宅全壊11,500戸。 名古屋港ではふ頭岸壁等に被害を受けた。 津波は、房総半島から九州沿岸、三重、徳島、高知の沿岸で4～6m。
1960.5.24 (昭和35)	チリ地震津波 M8.5 チリ沖	北海道、東北地方や紀伊半島南岸では津波により甚大な被害があった。 名古屋港では最大波高182cm、伊勢湾口から名古屋港までの津波到達時間は110分となっており、堀川下流で貯木材約3,000石が流失。スペインの貨物船(4,300t)が西防波堤東で座礁。港内の座礁船5隻(5,330t) 名古屋での津波の来襲回数は12回。津波の周期は72～100分、振幅は32～182cm)
2011.3.11 (平成23)	東日本大震災 M9.0	日本周辺における観測史上最大の海溝型地震である。 名古屋港では、地震発生から約5時間後の午後7時36分に最大波となる高さ約1mの津波を観測している。

第3節 社会的条件

名古屋港は、世界有数のものづくり産業の集積地である中部地域と世界を結ぶゲートウェイとして、総取扱貨物量は日本一であり、名古屋港が所在する愛知県にとどまらず、中部地方一円の産業と暮らしを物流面で支える国際港湾として重要な役割を果たしている。

また、面積日本一の広大な臨港地区に1,100を超える事業所が立地し、35,000人以上が就業しているほか、ガーデンふ頭、金城ふ頭での各種イベントや交流施設等への来訪者は多数にのぼり、安全に訪れ、利用できる港づくりが重要となっている。

日本経済を牽引する本港が、南海トラフ地震・津波などの大規模災害により被災した場合、単に中部地域にとどまらず、日本経済全体にも甚大な影響を及ぼすため、名古屋港の防災対策は極めて重要である。

第3章 被害想定

第1節 基本的な考え方

名古屋港に被害を及ぼすと考えられる地震については、海溝型地震と内陸型地震があるが、その発生危険性、予測される被害量や被害の様相にあたっては、愛知県及び名古屋市の調査、研究結果を踏まえ、この防災計画等における具体的な計画の策定・修正に際しての参考とする。

第2節 地震・津波被害の予測

この計画を策定・修正に際しての参考とする被害想定については、愛知県及び名古屋市が公表した被害想定調査結果とし、名古屋港が4市1村にわたる広域港湾であることから、愛知県が公表した調査結果の概要を以下に記載する。(名古屋市が公表した主な調査結果については、附属資料に記載)

1 南海トラフで発生するおそれのある地震・津波の被害予測及び減災効果

(1) 被害予測

ア 調査の目的

愛知県は、戦後最大の甚大な被害をもたらした東日本大震災を教訓として、これまでの地震被害予測調査を最新の知見に基づいて見直し、今後の防災・減災対策の効果的な推進に資することを目的として、被害予測調査を実施した。

イ 調査結果の概要

(ア) 調査対象とした地震・津波

南海トラフで繰り返し発生する大規模な海溝型地震は、本県に与える影響は極めて大きく、その発生確率や被害規模から、本県としてまず対策を講ずべき対象として考慮するものである。南海トラフで発生する地震・津波には多様性があり、予測困難なものがあるが、効果的な防災・減災対策の実施に繋げていくため、南海トラフで繰り返し発生している地震・津波のうちで過去に実際に発生したものを参考に想定することとした。(「過去地震最大モデル」による想定)

a 「過去地震最大モデル」

- 南海トラフで繰り返し発生している地震・津波のうち、発生したことが明らかで規模の大きいもの（宝永、安政東海、安政南海、昭和東南海、昭和南海の5地震）を重ね合わせたモデルである。
- 本県の地震・津波対策を進める上で軸となる想定として位置づけられるものであり、「理論上最大想定モデル」の対策にも資するものである。

b【補足】「理論上最大想定モデル」

主として「命を守る」という観点で、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波についても、補足的に想定することとした。（「理論上最大想定モデル」による想定）

- 南海トラフで発生するおそれのある地震・津波のうち、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波を想定、千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度が低いものである。（※国が平成24年8月29日に公表した「あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波モデル」）
- 本県の地震・津波対策を検討する上で、主として「命を守る」という観点で補足的に参照するものである。

(イ) 結果

a 「過去地震最大モデル」

<揺れ、液状化>

- 平野部や半島部において、広い範囲に渡り震度6強以上の強い揺れが想定される。一部の地域で、震度7の非常に強い揺れが想定されるところもある。
- 尾張西部、西三河南部、東三河を中心に、液状化危険度が高い地域が広がっている。

<浸水・津波>

- 渥美半島の外海では、最短で約9分後に津波（30cm）が到達すると想定される。
- 堤防等の被災を考慮した結果、ゼロメートル地帯において広い範囲が浸水する結果となっている。
- 揺れ、液状化により堤防等が被災した場合、河川や海岸付近で津波到達前から浸水が始まるところがあると想定される。

	最大震度	最大津波高 (T. P. m)	最短津波到達時間 津波高 30cm の到達時間 (分)	浸水面積 浸水深 1 cm 以上 (ha)
名古屋市	6強	3.3	103	5,740
東海市	6強	3.2	99	209
知多市	6強	3.1	76	47
弥富市	6強	2.8	84	3,597
飛島村	6強	3.0	94	1,200

注) 最短津波到達時間（津波高 30cm の到達時間）は、堤防等の被災による浸水到達時間ではなく津波によるものである。

b 【補足】「理論上最大想定モデル」に基づく想定

<揺れ、液状化>

- 平野部や半島部において、非常に広い範囲に渡り震度6弱以上の強い揺れが想定される。また、広い範囲で震度7の非常に強い揺れが想定される。
- 震度7が想定される地域は、陸側ケースでは、知多、西三河、東三河に広がっており、東側ケースでは、東三河の非常に広い範囲に広がっている。
- 尾張西部、西三河南部、東三河の平野部を中心に、液状化危険度が高い地域が広がっている。

<浸水・津波>

- 渥美半島の外海では、最短で約5分後に津波（津波高 30cm）が到達すると想定される。
- 堤防等の被災を考慮した結果、ゼロメートル地帯において非常に広い範囲が浸水する結果となっている。
- 揺れ、液状化により堤防等が被災した場合には、河川や海岸付近で津波到達前から浸水が始まるところがあると想定される。
- 津波ケース①の場合に県全体の全壊・焼失棟数が最大となり、津波ケース⑦の場合に県全体の死者数が最大となる。

	最大震度	最大津波高 (T.P. m)	最短津波到達時間 津波高 30cm の到達時間 (分)	浸水面積 浸水深 1 cm 以上 (ha)
名古屋市	7	3.4	90	7,641
東海市	7	3.3	88	233
知多市	7	3.7	73	58
弥富市	7	3.3	81	3,928
飛島村	7	3.0	86	1,226

注) 最短津波到達時間（津波高 30cm の到達時間）は、堤防等の被災による浸水到達時間ではなく津波によるものである。また、最大津波高、最短津波到達時間、浸水面積は最大値になるケースを記載。

(2) 減災効果

愛知県が減災効果として公表した事項は、以下のとおりである。

ア 減災効果の想定で前提とした対策項目

今回の調査で、減災効果の想定で見込んだ対策は次の4点である。

- 建物の耐震化率 100%の達成（現状：約 85%）
- 家具等の転倒・落下防止対策実施率 100%の達成（現状：50%）
- 全員が発災後すぐに避難開始
- 既存の津波避難ビルの有効活用（津波避難ビル：659棟）

イ 減災効果

- 「過去地震最大モデル」の想定被害に対して、建物の耐震化や津波避難対策等により、揺れによる全壊棟数は約6割減少し、死者数は約8割減少すると想定される。
- 建物の耐震化や津波避難対策等により、直接的経済被害額は約2割減少すると想定される。
- 【補足】「理論上最大想定モデル」の想定被害に対して、建物の耐震化や津波避難対策等により、揺れによる全壊棟数及び死者数は約6割減少すると想定される。

2 東海地震・東南海地震等の被害予測

平成4年度から3年間かけて実施した調査から、愛知県が実施した活断層調査や地下構造調査を通じて新しいデータが蓄積されるとともに、平成13年度においては国の中央防災会議による東海地震、東南海・南海地震に係る想定震源域の見直しや震度分布など、地震に関する最新の知見が示されている。

以上のような状況を踏まえ、愛知県は、海溝型地震では、①想定東海地震、②想定東南海地震、③想定東海地震と想定東南海地震の連動、及び内陸型地震では、④養老－桑名－四日市断層帯等を想定して、最新の情報や予測技術を基本にした被害予測調査を平成14年度及び平成15年度の2年間で実施した。

3 活断層に関する調査研究

活断層調査の必要性を検討し、調査対象ゾーン区分及び最優先順位付けを行うため、平成7年度に直下型大地震対策調査を実施した。これにより、愛知県は平成8年度から次の活断層調査を行っている。

(1) 知多北部・衣浦東部地域の活断層調査

- ア 大高－大府断層及び高浜撓曲崖
- イ 加木屋断層及び阿久比撓曲
- ウ その他の断層

(2) 尾張西部地域の活断層調査

- ア 岐阜－一宮線
- イ 大藪－津島線及び大垣－今尾線
- ウ 弥富線及び木曾岬線

(3) 尾張北東部・西三河北西部地域の活断層調査

- ア 猿投－境川断層
- イ 高根山撓曲
- ウ 猿投山北断層
- エ 笠原断層

(4) 活断層文献調査研究

第4章 基本理念

南海トラフ全域で、30年以内にマグニチュード8以上の地震が起きる確率は70%～80%と予測されており、この地域は、巨大地震がいつ起きてもおかしくない状況にある。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、災害に備えていかなければならない。

その際、効果的・効率的な対策を行うため、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータの収集・分析・加工・共有の体制整備を図るなど、災害対応業務のデジタル化の推進に努める。

防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があるが、それぞれの段階における基本理念は次のとおりである。

第1節 災害予防段階

災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限り進め、ハード・ソフトを組み合わせると一体的に災害対策を推進する。

第2節 災害応急対策段階

発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握する。また、時間の経過に応じて的確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先にし、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。

第3節 災害復旧・復興段階

発災後は、速やかに港湾施設等を復旧する。なお、大規模災害時には、復興計画を作成し、関係機関の諸事業と調整しつつ、計画的に復興を進める。

第5章 組合の処理すべき事務又は業務の大綱

第1節 実施責任

組合は、災害対策基本法に基づく指定地方公共機関として愛知県知事に指定されており、その業務に係る防災に関する計画の作成及び実施をするとともに、県及び市村の防災計画の作成及び実施が円滑に行われるように、その業務について協力する責任を有している。

また、災害対策基本法の基本理念にのっとり、業務の公共性又は公益性に鑑み、業務を通じて防災に寄与しなければならないとされている。

第2節 処理すべき事務又は業務の大綱

愛知県地域防災計画において、組合の処理すべき事務又は業務は、「港湾施設等（水門、閘門、護岸、堤防、防潮壁、貯木場等）の維持管理を行うとともに、災害予防・応急復旧のための措置を行う。」としている。

組合は、港湾区域内及び港湾施設等に係る防災について関係機関及び関係団体の協力を得

て、次に掲げる事務又は業務を行うものとする。

- 1 防災に関する組織の整備
- 2 防災に関する調査、研究、教育及び訓練
- 3 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検
- 4 防災に関する施設及び設備の整備及び点検
- 5 防災に関する情報の収集、伝達及び被害調査
- 6 防潮扉、防潮水門等の開閉操作及び開閉の通報
- 7 通船門の通航禁止及び禁止の通報
- 8 潮位観測及び河川、運河等の水位の調節
- 9 貯木場の流木の防止、貨物流出防止
- 10 港内停泊船舶の避難連絡
- 11 緊急物資等の輸送機能の確保
- 12 火災、爆発及び流出危険物に対する消火及び拡散防止
- 13 港湾施設等に重大な支障を及ぼす災害の応急措置
- 14 他の公共機関から応援協力を求められた業務
- 15 災害復旧・復興

第6章 防災組織

第1節 防災会議

管理者は、防災計画の作成及びその実施の推進に関し必要な事項を審議するため、組合に名古屋港管理組合防災会議を置く。

第2編 災害予防

第1章 港湾施設等の災害予防対策

基本方針：

- 災害時における緊急物資及び人員輸送のための諸施設（車両、船舶等の運搬手段、岸壁、荷さばき地、保管施設、緑地、広場、道路、橋りょう等）を確保し、それらの諸施設が有機的な連携を保ち、適切に機能を発揮できるよう防災上の整備及び点検の強化に努め、災害発生時の予防措置を図る。
- 地震・津波による被害時においても背後地域の経済、産業活動を最低限維持することができる港湾物流機能を確保し、粘り強い防災施設の整備拡充に努める。
- 大規模地震発生後においても台風・高潮災害に備える。

第1節 港湾施設等の整備

1 岸壁

震災時における海上からの緊急物資輸送や人員輸送、及び被災地域内外の経済社会活動への影響を最小限に抑えるため、必要な海上物流機能を確保することを目的とし、耐震強化岸壁の整備を進める。

また、岸壁の応急復旧に係る体制を整えるため、各岸壁の被災状況を推測する調査を実施する。

2 護岸

危険物が集積している地区等において、特に重要と認められる護岸については、液状化対策を図る。

3 荷役機械

地震等の影響による転倒防止のため、施設の更新時において、耐震免震化等、必要な対策の推進に努める。

4 上屋等の公共建物

耐震補強していない上屋等の公共建物については、耐震診断を実施し、耐震対策を講じる。

5 貯木場等

津波に備えた木材の流出防止対策を図る。

6 臨港道路

緊急物資を円滑に陸上輸送するため、耐震強化岸壁と背後地域を結ぶ緊急輸送道路を確保する。

7 橋りょう

震災時に二次災害が予測される等、整備の緊急性が高い臨港道路の橋りょうについては、優先的に耐震強化を推進する。

第2節 防災施設及び観測設備の整備

- 1 防潮壁・防潮扉
大規模地震の津波から背後地域を防護するため、防潮壁の地震・津波対策（液状化対策等）を推進する。
また、防潮扉については、アルミ化による改良を進め、使用しない扉は廃止していく。
- 2 高潮防波堤
高潮防波堤については、点検を行い、良好な状態を維持する。
- 3 中川口ポンプ所、堀川口防潮水門ポンプ所
中川口通船門、取水門や堀川口防潮水門及び排水ポンプについては、災害時に確実に機能できるよう、耐震対策、施設の補修等必要に応じて対策を進めるとともに、良好な状態を維持する。
- 4 監視観測機器
潮位観測施設、GPS波浪計をはじめとした監視観測機器を活用し、関係機関との観測情報の共有化を図る。

第3節 防災活動拠点

- 1 防災活動拠点
防災活動拠点とは、本庁舎、現場事務所等の防災活動の拠点となる場所をいう。
- 2 防災活動拠点の整備
防災活動拠点の施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備する。特に防災上重要な施設に対しては早急に復旧できるよう体制等を強化する。
- 3 防災活動拠点の機能保全
本庁舎等の施設が被災した場合でも機能停止に陥らないよう、機能の多重化、分散化を図る。

第4節 通信施設の整備

- 1 情報基盤の整備
防災に関する情報の収集、伝達等を確実に実施するため、停電、機器の故障、施設の被災を想定し、情報伝達手段の多重化、多様化や機器・電源設備の高所化・防水対策により、通信連絡機能を確保するとともに、通信施設・設備等について良好な状態を維持する。
- 2 情報共有
国・県及び市村等関係機関相互間における情報連絡網の整備により、情報の共有化を図る。
- 3 迅速な情報伝達
船舶、港湾労働者、一般来訪者に対し、インターネットを活用した情報発信等、緊急災害情報の迅速・確実な情報伝達体制の構築を図る。

第5節 貨物等流出対策

- 1 貨物等流出対策
地震・津波の影響により、船舶、木材、コンテナ、自動車等の貨物等が流出した際の港湾

における被害の拡大の低減を図る。

2 火災対策

漂流物や漂流船舶による危険物貯蔵タンク・輸送パイプへの衝突による火災・危険物流出、完成自動車の火災等の重大な災害の発生の回避を図る。

3 航路・泊地

関係機関と連携し、大量の流出物に対する航路啓開体制の構築を図る。

第2章 防災協働社会の形成推進

基本方針：

○名古屋港の機能を維持するため、組合だけではなく官民が連携して防災対策に取り組むことにより、それぞれの防災関係機関がその全機能を十分に発揮し、相互に協力して総合的かつ計画的な防災対策の推進を図る。

第1節 防災協働社会の形成推進

1 業務継続計画のマネジメント

激甚な被害を被った場合に備え、業務継続計画の実効性の向上に向け、必要な資源の継続的な確保に努めるとともに、事前対策の検討・実施を行い、発災後における災害応急対策及び継続する必要性の高い業務等の立ち上げ時間短縮や業務レベルの向上などを図る。

2 連携体制の構築

関係機関個々の防災対策について、連携が必要な項目を抽出整理し、対象機関、体制、役割分担、資機材の調達方法等、連携内容や協定等について明確化する。

また、共通の行動計画のマニュアル化を検討し、随時確認・更新を共同で行うなど、共通認識の強化を図るとともに必要に応じ航空機、無人航空機、船舶、車両等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備する。

第2節 立地企業防災の促進

名古屋港における企業活動の社会的な重要性に鑑み、県、市村が行う企業への事業継続計画（BCP）の策定促進について協力していく。

第3章 港湾の防災力の向上

基本方針：

○名古屋港の防災力の向上を目指し、港湾計画、海岸保全基本計画により、適切な施設配置、整備内容を示し、重要な防災施設の強化を行う。

第1節 港湾計画

名古屋港の防災力の向上を目指し、海上からのアクセスや陸上輸送の利便性を考慮して、緊急輸送物資や幹線貨物輸送に必要な耐震強化岸壁の配置等を示すとともに、必要に応じて適宜見直しを行う。

第2節 海岸保全基本計画

名古屋港海岸の防災力向上を目指した防護のあり方、防護施設の機能強化等を示す。

第3節 防災上重要な施設の整備

第1章の基本方針のとおり、災害時における緊急物資及び人員輸送のための諸施設を確保し、整備及び点検の強化に努め、災害発生時の予防措置を図るものとする。

また、臨港道路については、緊急物資及び人員輸送だけではなく、避難や消防活動等にも利用するため、適切に機能を発揮できるようにする。

第4章 地盤災害の予防

基本方針：

○軟弱な埋立地盤の沈下の動向を把握し、必要に応じて施設の沈下対策を行うことにより、災害に備える。

第1節 液状化対策

名古屋港の地盤は、その大部分が軟弱であり、その上に防災施設が整備されていることを踏まえ、防災及び早期復旧対策を念頭に、液状化対策を図る。

第2節 地盤沈下の調査・観測

地盤沈下の動向を把握するため、水準測量を継続実施し、地盤災害予防対策に資するものとする。

第5章 防災用資機材の備蓄

基本方針：

○早期復旧を念頭に、予防措置として、想定される必要物資の適切な備蓄、協定等による外部機関からの調達方法等を整理する。

第1節 防災用資機材の備蓄等

1 排出油等防除資材等の備蓄

オイルフェンス、油吸着材、油処理剤等の排出油等防除資材及び作業船艇等の備蓄・整備に努めるとともに、必要に応じて漂着油等の除去に必要な資機材の確保に努める。

2 資機材の備蓄

防災用資機材、緊急対応資機材、飲食料・医薬品等必要資材を適正に備蓄するとともに、協定等による外部機関からの調達方法等の確立に努める。

また、冬期の発災の場合を想定した資材の備蓄に努める。

3 備蓄資機材の整理・更新

備蓄した資機材は、一元的に情報を整理・管理し、備蓄品は適正な期間ごとの更新を行う。

第2節 燃料の備蓄

緊急時に稼働する車両や船舶の燃料、非常電源設備用、緊急時の活動に支障を来さないよう、

適正な燃料の備蓄に努める。

危険物の保管に支障を来す場合、協定等による調達を行う。

第6章 避難対策

基本方針：

- 名古屋港においては、企業や一般集客施設の多くが堤外地に立地していることを踏まえ、市村が実施する避難対策について、公共用地の活用や広報等について協力する。
- 海上保安部等と連携し、船舶の避難対策についても協力する。

第1節 避難場所等の確保への協力

1 施設の配置、誘導

市村が主体となって実施する避難場所・避難施設、避難路等の確保に協力する。

その際、緑地等オープンスペースを活用し、想定される避難者数、必要面積、資機材等、適切な配置や利用形態を考慮する。

2 避難経路の確保

避難経路は、避難に必要な幅員を確保し、避難経路等が寸断されないよう、安全性の確保を図る。

3 船舶の避難

海上保安部等の指示のもと、航行又は係留している船舶が港外に待避できるよう、指揮系統、船舶の避難海域、避難ルート、退避行動のルール化を図り、入港船舶に対しての周知により、船舶の安全確保に協力する。

第2節 避難に関する広報

港湾利用者が的確な避難行動をとることができるようにするため、避難場所、避難ルート、災害危険地域等を明示し、市村の防災マップ、広報誌・PR紙・インターネットなどを活用して広報活動を実施する。また、大規模地震発生及び伊勢・三河湾に津波警報、津波警報又は津波注意報（以下「津波警報等」という。）が発表された際は、安全な場所に避難するよう事前に周知する。

第3節 市村等の避難計画

過去の災害を踏まえ、また、港湾利用の形態を念頭に置き、早急に確実な避難行動が行えるよう、市村等の避難計画策定に協力する。

第4節 帰宅困難者等支援体制の整備

1 帰宅困難者等に対する基本原則

港湾利用者が帰宅困難に陥った場合に備え、滞在施設への誘導、災害情報、交通施設情報及び安否確認方策の提供等、滞在者の安全の確保を図るため、帰宅困難者等支援体制の確立を図る。

2 市村との連携

立地企業等に対し、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すなどの県、市村が行う帰宅困難者対策について協力する。

第7章 海上火災予防及び危険物施設の防災対策

基本方針：

○海上火災予防及び危険物施設の防災対策においては、災害リスクを整理し、愛知県石油コンビナート等防災計画に沿った安全対策を行う。

海上火災や危険物等の大量流出を想定し、関係機関と連携して防災体制の強化を図る。

また、災害の発生及び災害が発生した場合の被害拡大を防止するため、迅速かつ円滑な防災活動を実施できるよう、必要な設備、資機材を設置及び備蓄するものとする。

危険物取扱地区については、地震、爆発等による貯蔵施設等の破壊により危険物が港内に流出するおそれがあるため、その防災施設の整備及び点検に努め、港湾施設等に及ぼす災害の防止を図る。

危険物取扱地区に立地する企業に対し、流出防止対策等を促す。

第8章 津波予防対策

基本方針：

○理論上最大想定モデルの津波の被害想定をもとに、確実な避難に向けた対策を講じる。

○津波災害を軽減するため、ハード対策・ソフト対策を組合せた対策を講じる。

第1節 津波防災体制の充実

1 県及び市村への協力

市村が主体となり実施する津波警報等の迅速かつ的確な伝達・広報の計画及び海岸線や津波危険地域の監視、巡回体制、さらには避難誘導計画、津波ハザードマップなどの作成等について協力する。

2 不特定かつ多数の者が出入りする施設管理者への協力

名古屋港の集客施設など、不特定多数の者の利用が予定されている施設については、津波に対する安全性の確保に特に配慮し、施設管理者の津波避難計画の策定及び訓練の実施に協力する。

第2節 津波防災知識の普及

1 広報

立地企業、港湾労働者、入港船舶、一般来訪者等の港湾利用者に対し、ハザードマップ、パンフレット、インターネット等を通じて、防災情報を提供する。

2 情報の更新

ハザードマップは、津波想定の変更をはじめ、防護施設の拡充、地形法線・施設配置等、港内環境の変化に応じ更新し、周知を図る。

第3節 津波避難計画の策定協力

1 津波避難計画の策定協力

津波防災対策に加え、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示・勧告の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した市村の津波避難計画の策定に協力する。

2 一時避難場所

民間施設を含め、多くの施設が堤外地に立地していることを踏まえ、市村の津波避難ビル指定や用地の確保に協力する。

3 情報の共有化

県、市村、立地企業、入港船舶及び一般来訪者等との津波避難に関する情報の共有化を図る。

第4節 津波防災事業の推進

1 避難経路の整備

避難経路の閉塞を来さないよう、沿道に放置されている資機材の撤去及び散乱防止のための固縛・整理等を促す。

2 二次災害の拡大防止

物資の散乱等による輸送活動の支障、流出油等による海上汚染や海上火災等、二次災害の発生・拡大を防止するため、立地企業に対し、予防措置を促す。

3 ガレキ処理

地震・津波災害発生後の早期復旧を図るため、事前に分別方法を検討し、関係機関、立地企業等との間で、ガレキや港内漂流物の解体・除去等に関する役割分担の明確化に努める。

4 啓発活動

津波予防対策、津波避難計画等、港湾利用者に対し、平常時から津波の危険性や避難経路、一時避難場所等に関する情報の周知に努める。

5 情報収集

関係機関と連携し、GPS波浪計等の観測・監視施設を活用した情報収集方策の推進を図る。

6 内水排除施設

内水排除施設として施設の管理上必要な操作を行うための常用及び非常用発電装置の整備、点検を実施し、その他所要の被災防止措置を進める。

7 水門、防潮壁・防潮扉等

水門、防潮壁・防潮扉等に関する以下の事項については別に定めるものとする。

(1) 防潮壁、水門等の点検・整備計画

(2) 水門、防潮扉等の自動化・遠隔操作化等必要な施設整備等の方針・計画

(3) 水門、防潮扉等の閉鎖を迅速・確実・安全に行うための体制、手順及び平常時の管理方法

第9章 広域応援体制の整備

基本方針：

○大規模な災害等が発生した場合において、速やかに災害応急活動等が実施できるよう、あらかじめ他港との相互応援協定を締結するなど、広域的な応援体制の整備を図る。

中部近県をはじめとして、広範な港湾を対象に、災害に関し物資等の提供、あっせん及び人員の派遣等について応援協定を締結するよう努める。

第10章 防災訓練及び防災意識の向上

基本方針：

○地震・津波災害を最小限に食い止めるには、港湾利用者一人ひとりが日ごろから地震・津波災害（東海地震・南海トラフ地震等）についての認識や地域の災害リスク、正常性バイアス等の必要な知識を深め、災害から自らを守るとともにお互いに助け合うという意識と行動が必要である。このため、防災訓練、教育、広報等を通じて防災意識の向上を図る。

第1節 地震・津波防災訓練の実施

1 地震防災訓練の実施

訓練の実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、地震規模や被害の想定を明確にするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する資機材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど、より実践的な内容となるように努める。また、防災訓練の実施にあたっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めることとする。

2 津波防災訓練の実施

津波の来襲を想定し、特に水門、通船門、取水門や防潮扉（以下「水門等」という。）の閉鎖、迅速な情報伝達、避難対策等に主眼を置いた訓練を実施する。

なお、津波到達時間を踏まえ、具体的かつ実践的な訓練を行うよう努める。

3 訓練の継続

災害が逼迫する中、発生時が予測できないこともあるため、訓練を定期的に反復実施し、対策の改善、共通認識の強化を図る。

4 通信訓練

通信施設については、定期的な通信テストを行い、関係機関と相互の連携を意識しつつ有事に備えておく。

5 図上訓練

職員の災害対応能力の向上を図るため、地震・津波災害だけではなく、様々な複合災害を想定した実践的な図上訓練や実際的な災害対処訓練（ロールプレイング方式）等を実施する。

6 訓練の検証

訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を整理し、必要に応じて改善措置を講じるとともに、次回の訓練に反映させるように努める。

第2節 防災のための意識啓発・広報

- 1 マップ、マニュアルの整備
被害想定、避難行動・誘導計画、減災対策等についてのマップ、マニュアルの作成・配布及び更新を行い、広く港湾利用者全般に周知を図る。
- 2 一般来訪者への啓発
一般来訪者にわかりやすいサインを掲示するとともに、パンフレットやポスターの掲示や配布等による啓発活動を推進する。
また、一般来訪者を含めた防災訓練の継続的な実施に努める。
- 3 広報
港湾利用者に対する広報は第6章第2節、第8章第2節とする。

第3節 防災のための教育

- 1 職員への教育
職員に対し、地震・津波災害（東海地震、南海トラフ地震等）に対する基礎知識の共有及び知識レベルの向上、災害への対応措置の共有・強化を図るための訓練・研修等を継続的に行う。
- 2 港湾利用者への教育
自然災害、防災・減災に対する共通の認識を得るため、港湾利用者に対する教育の実施に努める。

第11章 震災に関する調査研究の推進

基本方針：

- 国や県が実施する調査研究等の結果を積極的に取り入れ、地震防災対策の充実強化を図る。

国、県、市村の被害想定に関する調査研究を踏まえ、港湾施設、防災施設等の予防対策、応急復旧対策について調査研究を行い、総合的な地震防災対策の実施に結び付けていく。

第12章 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応

基本方針：

- 南海トラフ地震臨時情報の発表の有無に関わらず、従前から実施している突発地震の備えを実施することを基本とし、さらなる被害の軽減を目指す観点で、南海トラフ地震臨時情報を有効に活用することが重要である。
- 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応を、県、市村、関係機関等が地域の実情に応じてあらかじめ検討し、連携協力して防災対応がとれる体制を確保する。

■ 主な措置

区分	主な措置
第1節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応	情報収集・連絡体制の整備
第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応	情報収集・連絡体制の整備 港湾利用者への周知・呼びかけ 資機材や防災施設等の緊急点検 避難対策等
第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応	情報収集・連絡体制の整備 港湾利用者への周知・呼びかけ 防災施設の緊急点検

第1節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応

情報収集・連絡体制の整備

組合は、南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合は、名古屋港管理組合防災計画実施要綱（以下「実施要綱」という。）に定めるところにより災害対策本部（第1非常配備）を設置する。（南海トラフ地震臨時情報の伝達方法は、第3編第3章「情報の収集・伝達・広報」第1節「津波警報等・地震情報等の伝達」を参照。）

第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応

1 情報収集・連絡体制の整備

組合は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容その他これらに関連する情報（以下「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等」という。）が発表された場合は、実施要綱に定めるところにより災害対策本部（第2非常配備）を設置し、必要に応じてその体制を拡張した体制をとる。（南海トラフ地震臨時情報の伝達方法は、第3編第3章「情報の収集・伝達・広報」第1節「津波警報等・地震情報等の伝達」を参照。）

2 後発地震に対して警戒・注意する体制を確保すべき期間

組合は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震を言う。以下同じ。）に対して、警戒する体制を確保するものとする。また、当該期間の経過後1週間、後発地震に対して注意する体制を確保するものとする。

3 港湾労働者、一般来訪者等への周知・呼びかけ

組合は、マスコミと連携し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、港湾施設や集客施設に関する情報、ライフラインに関する情報など港湾労働者、一般来訪者等に密接に関係がある事項について周知するものとする。また、国からの指示に基づき港湾労働者、

一般来訪者等に対して避難の継続（事前避難）等のあらかじめ定められた措置、及び最寄りの避難所・避難場所の確認など、日頃からの地震への備えを再確認する等の防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。（参考：第2編第10章「防災訓練及び防災意識の向上」第2節「防災のための意識啓発・広報」及び第3編第3章「情報の収集・伝達・広報」第3節「広報」）

4 交通

(1) 道路

組合は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運転者のとるべき行動の要領について、港湾労働者等に周知するものとする。

(2) 海上

ア 組合は、第4管区海上保安本部と連携して船舶の避難等対策について、津波に対する安全性に留意して必要な措置を講じるものとする。

イ 組合は、津波による危険が予想される地域に係る港湾の対策について、津波に対する安全性に留意して必要な措置を講じるものとする。

5 組合が管理等を行う道路、その他の施設に関する対策

(1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設

組合が所有又は管理する庁舎、社会教育施設、博物館等の管理上の措置及び体制は概ね次のとおりとする。

ア 各施設に共通する事項

(ア) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の入場者等への伝達

(イ) 入場者等の安全確保のための退避等の措置

(ウ) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

(エ) 出火防止措置

(オ) 水、食料等の備蓄

(カ) 消防用設備の点検、整備

(キ) 非常用発電装置、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

(ク) 各施設における緊急点検、巡視

上記の（ア）～（ク）における実施体制（（ク）においては実施必要箇所を含む）は施設ごとに別に定めるものとする。

(2) 公共土木施設等

ア 道路利用者への通行に関する情報提供や道路啓開の準備等

イ 海岸及び港湾施設について、水門、閘門、防潮扉等の閉鎖手順の確認など閉鎖等津波の発生に備えて講じるべき措置及び必要な体制の確保

(3) 災害応急対策の実施上重要な建物

ア 災害対策本部が設置される庁舎等の管理者は、（1）のアに掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部等を組合が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

(ア) 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保

(イ) 無線通信機等通信手段の確保

(ウ) 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急通行車両等の確保

イ 組合は、市町村推進計画に定める避難所又は救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

ウ 組合は、市村が行う屋内避難に使用する建物の選定について、保有施設の活用等協力するものとする。

(4) 工事中の建築物等

施行管理者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設について安全確保上実施すべき措置を定めることとする。

6 滞留旅客等に対する措置

組合は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、市村による避難所の設置等必要な対策に協力するものとする。組合においては、市村が実施する対策等の結果生じる滞留旅客等に対する具体的な避難誘導、保護等、市村が実施する活動との連携体制等、必要な措置を行うものとする。

第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応

1 情報収集・連絡体制の整備

組合は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容その他これらに関連する情報（以下「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等」という。）が発表された場合は、実施要綱に定めるところにより災害対策本部（第2非常配備）を設置する。（南海トラフ地震臨時情報の伝達方法は、第3編第3章「情報の収集・伝達・広報」第1節「津波警報等・地震情報等の伝達」を参照。）

2 後発地震に対して注意する体制を確保すべき期間

組合は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震を除く。）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する体制を確保するものとする。

3 港湾労働者、一般来訪者等への周知・呼びかけ

組合は、マスコミと連携し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、港湾施

設や集客施設に関する情報、ライフラインに関する情報など港湾労働者、一般来訪者等に密接に関係がある事項について周知するものとする。また、港湾労働者、一般来訪者等に対し、最寄りの避難所・避難場所の確認など、日頃からの地震への備えを再確認する等の防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。(参考:第2編第10章「防災訓練及び防災意識の向上」第2節「防災のための意識啓発・広報」及び第3編第3章「災害情報の収集・伝達・広報」第3節「広報」)

4 組合が管理等を行う公共土木施設等に関する対策

海岸及び港湾施設について、水門、閘門、防潮扉等の閉鎖手順の確認など閉鎖等津波の発生に備えて講じるべき措置

第3編 災害応急対策

第1章 活動体制（組織の動員配備）

基本方針：

- 災害発生時において、組合の応急対策の推進を図る中心的な組織として災害対策本部を速やかに設置し、その活動体制を確立する。
- 複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生を認識し、備えるものとする。

第1節 災害対策本部の設置

1 災害対策本部の設置・廃止

管理者は、港湾区域内及び港湾施設等に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認めたとき又は別に定める非常配備の基準に該当したときは、災害対策本部を設置する。

管理者は、非常配備の基準に該当する警報、注意報等が解除されたとき、港湾区域内及び港湾施設等について予想された災害が発生するおそれが解消したと認めた場合、又は災害応急対策がお概ね完了したと認めた場合は、災害対策本部を廃止する。

2 災害対策本部の組織及び運営

災害対策本部の組織及び運営については、組合の各行政組織における平常時の事務又は業務を基準にして、組合の総力をもつて最も効果的に災害に即応できるよう別に定める。

第2節 職員の参集

1 職員の参集

管理者は、あらかじめ職員の非常配備体制を定め、迅速な動員及び災害応急対策活動を開始する。

2 参集の場所

原則、自己の勤務場所に参集することとする。災害等により参集が困難な場合は、最寄りの本庁舎、現場事務所等に参集するものとする。

第2章 通信の確保

基本方針：

- 災害に関する予報・警報及び情報その他災害応急対策に必要な指示、命令、報告等の重要通信の疎通を確保する。また、迅速かつ的確な情報の収集伝達を図るため、無線通信、衛星通信等効果的な通信の活用を図る。

第1節 通信手段の確保

1 専用通信

情報連絡手段として、必要に応じ無線又は有線を利用した専用通信を使用する。

2 防災相互通信用無線局

県及び名古屋市が防災対策に関する通信を相互に行うために設置した防災相互通信用無線局を活用して、円滑な情報の受伝達を図る。

3 県防災情報システムの使用

関係機関が入手した気象情報、道路情報、被害情報、応急対策情報などをリアルタイムで共有化し、迅速かつ的確な応急対策を実施することのできる県の防災情報システムを有効活用する。

第2節 通信施設の応急措置

大地震の発生により、電気通信が途絶した場合の最も有力な手段は、無線を用いた専用通信であり、情報連絡網として極めて重要な役割を持っているため、次のような事項に留意して有効、適切な対応を図る。

1 要員の確保

専用通信施設の点検、応急復旧に必要な要員の確保を図る。

2 応急用資機材の確保

非常用電源（自家発電用施設、電池等）の確保を図る。

第3章 情報の収集・伝達・広報

基本方針：

- 地震・津波情報等の内容や伝達の方法等を定め、港湾利用者の防災対策に資するものとする。
- 発災時の港湾利用者や被災後の避難者が適切な判断による行動がとれるよう、災害状況、災害応急対策の実施状況等を迅速かつ正確に広報する。また、広聴活動を通じて被災企業、被災者の動向と要望事項の把握に努める。

第1節 津波警報等・地震情報等の伝達

1 受信情報への対処

地震動による施設倒壊、液状化、津波発生状況及び到達予想時間、近隣地域における津波観測情報等、早期に的確な情報を収集把握し、逐次更新の上、適正に発信し続けることに努める。

気象警報等の情報は、港湾労働者等に対し、緊急災害通報として速やかな伝達に努める。

2 観測データの活用

G P S 波浪計をはじめとした観測機器から得られるデータについては、リアルタイムでの情報発信に努める。

第2節 被害状況等の収集・伝達

1 被害情報の収集

組合の所掌する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するのに必要な情報及び被害状況を収集する。迅速かつ

的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、必要に応じ無人航空機等の多様な情報収集手段を活用する。ただし、気象条件等を踏まえ、巡視等に当たる職員等の安全を最優先として情報収集に当たるものとし、特に大津波警報の発表中など津波災害のおそれがある場合は、津波浸水想定区域内に立ち入らない。

2 被害情報の伝達

組合の所掌する事務又は業務に関して収集した被害状況等災害にかかる情報については、速やかに関係機関に伝達を行う。

また、被災状況に応じて災害対策現地情報連絡員（リエゾン）等を通じて共有する体制の整備に努めるものとする。

3 海上排出油等に関する情報の収集・伝達系統

名古屋港及びその周辺海域において大量の油又は有害液体物質の排出事故が発生した場合、「名古屋港排出油等防除マニュアル」に従い、連絡及び情報の交換を行う。

第3節 広報

1 広報活動

広報活動を行うにあたっては、関係機関との連絡をできる限り密にして行う。

2 情報の一元化

災害時には、膨大な情報が飛び交い、錯綜するため、誤発信、風評が立たないように、逐次更新した上で情報発信の一元化に努める。

3 広報の手段

広報は、報道機関への情報提供、インターネット等多様な手段を組み合わせで行う。

4 広報の内容

広報は、事前情報、災害発生直後、災害復旧時等において、必要情報を適宜発信する。

5 報道機関への対応

報道機関から災害報道のための取材活動を実施するにあたり情報の提供等について依頼を受けた場合、積極的に協力する。

6 相談窓口の設置

立地企業等からの相談、要望や苦情への対処として、できる限り相談窓口を設置し、必要な応急対策の推進にあたるものとする。

第4章 港湾施設等の応急対策

基本方針：

○名古屋港は海上輸送と陸上輸送の結節点となることから、被災地域の円滑な緊急物資輸送の実現のため、被災直後から関係機関と連携して応急対策を行う。

第1節 港湾施設対策

1 応急復旧活動

港湾施設等に損傷等が生じた場合、民間事業者団体等との協定に基づき、当該施設の機能の保持、回復を図る。

特に、局部的な被害を受け、応急復旧の遅延がさらに次の被害を誘発し、重要な機能障害を生ずるおそれのある場合は、被害の局限化を図る措置を速やかに講ずる。

また、応急復旧にあたっては、優先順位を明確にするため、応急復旧計画を作成する。

2 輸送機能の確保

耐震強化岸壁等が緊急時に必要な機能を発揮できるよう関係機関と連携して、海上漂流物等障害物の除去を実施し、船舶の安全航行の確保を図るとともに、オープンスペース等の確保及び背後地の陸上輸送網との接続を図る。

耐震強化岸壁から背後地の緊急輸送道路へアクセスする臨港道路については、特に暫定的復旧措置を迅速に行い、最低一車線を確保する。

また、他機関から輸送経路との連携を考慮したヘリポートの利用としての土地の要請を受けたときは、利用可能な土地の確保に努める。

3 放置車両や立ち往生車両の移動等

放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路の管理者として、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。

運転手がない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。

4 港湾機能の早期再開

コンテナ、完成自動車等は背後圏の経済活動を支える基幹的な貨物であり、これらのロジスティックの途絶を早期に解消するため、関係機関や立地企業等と連携し、漂流物の除去による航路啓開、岸壁・ふ頭用地の補修、ガレキの除去、高規格道路への通行確保等の応急対策を速やかに開始する。

5 ふ頭間輸送の確保

飛島ふ頭、金城ふ頭、潮見ふ頭や南5区等、橋りょうで結ばれているふ頭で橋りょうの落下等により通行が不能になったときは、応急的に海上輸送等の方策を講じる。

第2節 防災施設及び観測施設の対策

1 防災施設対策

防潮壁や防潮扉は、被災後は、浸水のおそれのある箇所を早急に点検・確認し、対策を講じる。水門、通船門、取水門、排水施設の被災状況を点検・確認し、必要な対策を講じる。

2 観測施設対策

潮位観測施設については、国との連携を図りながら、損傷箇所を速やかに補修し、機能の維持に努める。

第3節 防災活動拠点の対策

防災活動の拠点となる庁舎は、浸水、損傷が起こった場合は、応急対策を進めながら補修を行い、もしくは事前に指定した代替施設において対策活動を継続させる。

第4節 航路啓開の実施等

1 航路啓開の実施

所管する港湾区域の航路等（航路及び航路に接続する必要な泊地をいう。）に沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、国（国土交通省）等に報告するとともに、障害物除去による航路啓開に努める。

2 木材等の航路障害物の除去

関係機関と緊密に連携し、海上に流出した木材等の航路障害物について、その所有者に除去を命じ、又は安全な場所に除去し、直ちに除去できない場合は、当該航路障害物の除去に関し必要な措置を講ずる。

第5章 応援協力・派遣要請

基本方針：

- あらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、災害時にあたっては相互に協力し、応急対策活動を円滑に実施する。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員等の健康管理やマスクの着用等を徹底するとともに、適切な空間の確保に配慮する。
- 応援協力に際しては、緊急物資の輸送拠点、自衛隊・警察・消防を始めとする応援隊等の人員・資機材・物資の集結・集積に必要となる防災活動拠点の確保に協力する。

第1節 応援協力

関係機関相互においては、あらかじめ定められた手続等に基づき、応援要求又は応急措置の要請を行う。

関係機関は、災害対策上必要な資料又は調査の成果を相互に交換する。

第2節 国土交通省への支援要請（港湾法第55条の3の3）

非常災害時に、国による自衛隊等の政府機関や民間企業との岸壁の利用に関する高度な調整、岸壁等の点検・使用可否判断、臨港道路の段差解消等の応急復旧等のため必要がある場合は、国に支援の要請を行う。

第3節 自衛隊等への災害派遣要請

港湾施設について応急工事の実施が困難なときは、県へ要員の確保に関する応援を要請し、又は県を通じて自衛隊へ応急工事の実施に関する応援を要請する。

第4節 広域防災活動拠点

緊急物資の輸送拠点、自衛隊・警察・消防を始めとする応援隊等の人員・資機材・物資の集結・集積に必要となる防災活動拠点の確保に協力する。

第5節 災害緊急事態

内閣総理大臣が災害緊急事態の布告を発し、名古屋港を所在する市村が関係地域の全部又は一部となった場合、組合は、政府が定める対処基本方針に基づき、応急対策を推進し、経済秩序を維持し、その他当該災害に係る重要な課題に適切に対応する。

第6章 救出・救助対策

基本方針：

○救出・救助活動の応援要求を受けた場合は、これに積極的に協力する。

第1節 救出・救助活動

港湾区域において船舶の火災、沈没、爆発等の災害が発生したときは、関係機関と緊密な連絡をとり、直ちに救難活動を実施する。

また、名古屋港及びその周辺に災害が発生し、関係機関から救難について協力を求められたときも救難活動が速やかに実施できるよう努める。

第7章 海上火災及び危険物施設対策

基本方針：

○大規模な災害の際には、広域的な火災が発生するおそれがあるため、発災後の施設点検結果や立地企業等からの情報を収集し、関係機関等への情報提供を行う。

○愛知県石油コンビナート等防災計画に基づき、危険物施設の事故への対応を図る。

第1節 情報収集・伝達

発災後の施設点検結果や立地企業等からの情報を収集し、関係機関等への情報提供を行う。

第2節 危険物施設対策・流出油対策

危険物施設対策については、愛知県の石油コンビナート等防災計画に基づき、適切な対応を図る。

流出油排出事故が発生した場合、「名古屋港排出油等防除マニュアル」に従い、防除作業を行う。

第8章 緊急輸送対策

基本方針：

○災害発生時には、緊急輸送道路及び航路について、優先的に復旧作業等を実施して、それらの機能を確保する。

第1節 緊急輸送道路・航路の確保

1 緊急輸送施設の応急対策

本編「第4章第1節2 輸送機能の確保」に従い、必要な対策を行う。

海上からの緊急物資搬入が効果的であることを踏まえ、緊急輸送対応の岸壁、エプロン、荷さばき地、臨港道路及び航路の啓開を行い、優先的に復旧させる。

このため、応急復旧に必要となる資機材の適正な備蓄、民間企業との協定の締結を積極的に推進する。

2 情報提供

道路利用者・航行船舶に対して道路・航路情報を提供し、緊急輸送道路・航路の確保を行う。

第2節 緊急輸送手段の確保

1 陸上及び海上輸送手段の確保

災害時には、海上の輸送ルートが非常に効果を発揮することを踏まえ、陸上輸送とともに、海上輸送を併せた総合的な輸送手段を確保する。

2 海上輸送施設の調整

海上輸送に際しては、荷役機械がなくても稼働できる RORO 船やフェリーが活用できるよう、港湾施設の利用調整を図る。

3 輸送連携

緊急物資や復旧資機材について、輸送体制の連携形態の調整を図る。

4 緊急通行車両の事前届出等

災害応急対策活動に必要な車両にあつては、愛知県港警察署等へ「緊急通行車両等事前届出書」を提出する。

また、災害対策基本法等に基づいて車両の通行禁止又は制限が行われた時は、「緊急通行車両等事前届出済証」及び「緊急通行車両等届出書」を愛知県港警察署等へ提出し、「緊急通行車両確認証明書」及び「標章」の交付を受ける。

第9章 浸水・津波対策

基本方針：

○津波による浸水が想定される場合は、必要な警戒活動、広報活動、応急復旧活動を適切に実施し、被害の拡大防止に努める。

第1節 浸水対策

1 点検・応急復旧

地震、津波が発生した場合は、水門等及び防潮壁の点検を行い、被災後の二次災害の可能性が認められる箇所においては、すみやかに応急復旧を行う。

また、水門等については応急復旧が可能となるよう専門業者による緊急体制の構築を進める。

2 排水機能の確保

名古屋港の背後には、ゼロメートル地帯が広がっていることを踏まえ、地震、津波が来襲後、排水機場の点検を行い、二次災害の危険性が考えられる場合は、すみやかに応急復旧を行う。

また、応急復旧が可能となるよう専門業者による緊急体制の構築を進める。

3 浸水対策資機材

浸水時の対策を十分に果たせるよう、水防資機材を整備するとともに、復旧資機材の適正な備蓄に努める。

浸水箇所に対しては、水防資機材による適正な浸水対策を行う。

第2節 津波対策

1 情報の伝達

津波災害に対する情報伝達は、本編第3章他に記す手段によって行われるが、それ以外に、様々な手段を活用して、直ちに港湾利用者に伝わるよう、情報伝達の支援を行う。

2 警報への対処

津波警報等の伝達を受けたとき又は伝達ルートに関係なく覚知した場合は直ちに、閉鎖要員の安全を確保したうえで水門等の閉鎖や工事中の場合は中断等の措置を講じる。

津波警報等が発表された際には、水際線及び浸水想定区域内での活動・滞留を即時に停止し、浸水想定区域外への避難を行う。

また、同警報が発表中は、水際線及びその付近での活動（防災活動は除く）は禁止する。

3 水際線の監視

津波警報等発表中は、水際線及び付近の安全確認（防災活動を除く）には出向かない。

第10章 避難対策

基本方針：

- 人命を最優先とし、安全な場所への誘導等に努める。
- 帰宅困難者等対策は、帰宅困難者等の発生による混乱を防止することが重要であり、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の徹底を図る。

第1節 避難の誘導対策

不特定かつ多数の者が出入りする施設において、安全な場所へ退避するよう誘導する。

また、津波警報等が発表された際は、津波警報等の伝達に努めるとともに、津波避難ビル等の安全な場所へ退避するよう誘導する。

避難誘導は、誘導サインの他、拡声器による誘導を併用するなど、多重の誘導方法を行う。

第2節 帰宅困難者等対策

1 帰宅困難者への対応

混乱・二次災害を防止するため、職員等の一斉徒歩帰宅を抑制し、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知、徹底を図る。

安否確認や交通情報の収集を行い、災害の状況を十分に見極めたうえで、帰宅する者の安全確保の観点に留意して、順次帰宅させるものとする。

2 情報提供

一斉徒歩帰宅を抑制するとともに、名古屋港背後地域の被災状況、交通機関の運行状況、道路通行の可否、安否情報等、必要としている情報を随時、更新のうえ提供する。

3 搬送

帰宅困難者の搬送については、関係機関と調整の上、船舶による搬送を含め、輸送手段の

形態の確保に努める。

第11章 環境汚染防止及び廃棄物処理対策

基本方針：

- 被災後、立地企業と連携して人の生命や健康に大きな影響を及ぼすおそれのある環境汚染事故の発生状況の把握に努め、事故が発生している場合には、速やかに関係機関に通報する。
- 災害廃棄物、いわゆるガレキの処理は、被災直後に直面する大きな課題であり、被災状況に即した廃棄物の処理を迅速に実施する。

第1節 環境汚染防止対策

有害物質による環境汚染事故の発生状況について、速やかに関係機関に通報する。

また、環境監視を継続しているエリアについては、被災状況を調査し、必要に応じて、水質・底質調査を行い、関係機関に報告する。

第2節 廃棄物処理対策

1 仮置き場の選定

大災害の際には、港内に大量のガレキが発生する。このガレキを選別・保管できる仮置き場について、市村や立地企業と連携し、早急に選定するように努める。

2 搬送方法の検討

ガレキを被災地域外に順次搬送・処理する場合を想定し、海上輸送を含め、搬送体制に協力する。

第12章 東海地震に関する措置

基本方針：

- 東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報が発表された場合や東海地震の地震被害に関する警戒宣言（以下「警戒宣言」という。）が発せられた場合に指定地方公共機関として、関係機関との連携を図りながら防災業務を円滑に行う。

東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報が発表された場合や警戒宣言が発せられた場合に関する配備体制及び対応については、別に定める。

第4編 災害復旧・復興

第1章 公共施設等災害復旧対策

基本方針：

- 公共施設等の復旧にあたっては、原形復旧を基本とするが、再度の災害防止等の観点から必要な場合は、改良復旧や関連事業を取り入れて実施する。
- 復旧計画は、復旧順位と復旧レベルをセットで検討する。
- 復旧・復興は、必要に応じて応援協力を得る等、迅速な回復を図る。

第1節 復旧の基本的考え方

1 復旧の考え方

目指す港湾像を実現するための方策の検討や復旧のための準備を平常時から検討しておく。

2 当面の復旧

災害の原因を詳細に調査して適切な復旧計画を策定し、被害の程度や経済的、社会的影響を踏まえて、緊急度の高いものから速やかに復旧事業を実施する。

第2節 復旧計画の策定

1 地域社会への役割

名古屋港が地域社会に果たす役割を認識し、被災後の地域社会の回復力を高める復旧計画の策定に努める。

2 手順の検討

港湾機能、特に名古屋港の物流機能の早期復旧を念頭に、復旧に携わる全ての機関が復旧の基本理念を共有し、発災後からの時間軸に沿った実施手順や実施内容の整理・マニュアル化等により、復旧計画を構築していく。

第3節 復興計画の基本的考え方

大規模な災害が起きた場合、早期に対応すべき復旧計画を踏まえながら、全庁的に協力し復興に関係する部署で本部を設置するなど、長期的視野に立った復興計画を作成することに努める。

昭和38年制定

昭和46年 9月全部改正

平成 8年 4月全部改正

平成26年10月全部改正（風水害等災害対策編と地震・津波災害対策編に分冊）

平成27年 7月一部修正

平成28年 8月一部修正

平成29年 8月一部修正

平成30年 8月一部修正

令和 元年10月一部修正

令和 2年10月一部修正

令和 2年12月一部修正

令和 3年11月一部修正

令和 4年 9月一部修正

令和 6年 1月一部修正

名古屋港管理組合防災計画 ー地震・津波災害対策編ー